

大阪大学大学院工学研究科附属フォトニクスセンター利用内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学大学院工学研究科附属フォトニクスセンター(以下「フォトニクスセンター」という。)の利用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 フォトニクスセンターは、产学官の協働により、次世代を担う研究者・技術者の育成と、フォトニクス技術の基礎から応用に亘る研究開発によるイノベーション創出拠点としての共同利用に供することを目的とする。

(利用申請資格)

第3条 フォトニクスセンターの利用を申請できる者は、前条に掲げた事業を推進する研究責任者等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 工学研究科教員
- (2) 工学研究科と共同研究を行う企業等の研究者
- (3) その他工学研究科長が認めた者

(利用申請方法等)

第4条 フォトニクスセンターを利用するにあたっては、前条に規定する者が、別紙申請書により、工学研究科長に申請をしなければならない。

- 2 前項に規定する利用の申請があったときは、大阪大学大学院工学研究科附属フォトニクスセンター運営委員会(以下「委員会」という。)が第2条の目的に合致しているか等の判断を行い、適當と認めた者について、工学研究科長が利用を許可するものとする。
- 3 工学研究科長は、利用の可否について、申請者に通知するものとする。

(利用許可の取消)

第5条 フォトニクスセンターの利用を許可された者(以下「利用者」という。)がこの内規に違反したときは、利用の許可を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- 2 前項のほか、工学研究科において特別な必要が生じた場合、又はフォトニクスセンターの運営上特に必要がある場合は、委員会で審議の上、工学研究科長は利用許可を変更し、又は取り消すことができる。

(利用期間等)

第6条 フォトニクスセンターを利用できる期間は、原則として1年以上3年以内とする。但し、利用者から利用期間の延長の申請があったときは、委員会で審議の上、特に必要であると認めた場合は、工学研究科長は利用期間の延長ができるものとする。

- 2 利用者は、利用の許可を受けた後、利用期間を短縮し、又は利用を中止しようとするときは利用を終了する日の6月前までに工学研究科長に届け出て、利用期間の変更、中止の承認を受けるものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りではない。
- 3 利用者は、利用を中止するとき、又は許可された利用期間が満了したときは、フォトニクスセンター利用スペースを原状に回復のうえ、許可された利用期間(前項の場合においては変更後の利用期間)の最終日までに工学研究科に明け渡さなければならない。

(利用上の義務)

第7条 利用者は、施設、備品を常に善良な管理者の注意をもって利用するものとする。

2 利用者が、故意又は過失によりフォトニクスセンターの施設、備品を損傷し、又は滅失し、もしくは許可条件に違反したことにより損害を与えたときは、利用者はこれを原状に回復し、又は当該損害の額に相当する金額を弁償するものとする。

(利用上の遵守事項)

第8条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 許可をされた目的以外の用途に利用しないこと。
- (2) 第9条に定める額の施設利用料を負担すること。
- (3) 研究実施に係る光熱水料等は、利用者が負担すること。
- (4) 研究の遂行上、やむを得ず施設等に大幅な変更を加えるときは、工学研究科長の許可を得ること。
- (5) 前号の変更並びに復旧にかかる費用は、利用者が負担すること。

(施設利用料金)

第9条 施設利用料金については別に定める。

(事務)

第10条 フォトニクスセンターの利用に関する事務は、工学研究科事務部で行う。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、フォトニクスセンターの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成24年4月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

別紙

年　月　日

大阪大学工学研究科長 殿

利用申請者 住所：
氏名： 印

研究責任者 職：
氏名： 印

フォトニクスセンター利用申請書

大阪大学大学院工学研究科附属フォトニクスセンター利用内規を遵守のうえ、下記のとおり利用申込を行います。

利用目的			
利用期間	年　月　日～年　月　日		
利用スペース			
利用面積	m ²		
利　用　者　の　内　訳			
専攻等・企業名 (研究室名)	職　・　氏名	連絡先（電話・E-mail）	
その他特記事項	(以下の実験が該当する場合はレ印をつけること) <input type="checkbox"/> 遺伝子組換え実験 <input type="checkbox"/> 毒物、劇物を用いた実験 <input type="checkbox"/> 有機溶剤中毒予防規則（有機則）、特定化学物質障害予防規則（特化則）に係る薬品を用いた実験 <input type="checkbox"/> 高压ガス（ボンベ）を用いる実験		

(注1) 法令などに基づく所管官公庁への届出が必要な場合は適切に行うこと。

(注2) 利用にあたっては利用面積1 m²当たり月額3,000円（税別）の利用負担金及び光熱水料等を徴収します。